



不当労働行為実証の証拠は充分 事件解決こそ労使の安定・実益にかなう

**明治乳業
差別事件**

命令を出す 実益がないか

正しい労使の安定を築くことが、なぜ「実益がない」ことなのでしょう。24年にもなる長期争議未解決の背景には、事件の真相に踏み込まなかった命令・判決があります。明治乳業は、その判断を丁寧にまもなおお異常な労働者管理を続けています。長期争議の早期解決こそ、双方にとって大きな実益をもたらすものです。

この事件は、会社が労働組合に支配介入し変質。労働者を赤組・白組・雑草組と分けて管理し、昇給・昇格や仕事に差別をしてきた、典型的な不当労働行為事件です。これを審理・判断することを「労使関係の安定を阻害する」とは、本来転倒もはなほだしいことです。使用者の不法行為を背景にした労使の安定はありえませんが、それは使用者擁護のなにもでもありません。

労使関係の 安定阻害するか

証拠収集 実情把握困難か

東京高裁が上告手続きの事務処理をしている際「この事件は証拠の多い事件で整理に手間取っている」と云っていました。すでに都労委段階から800余もの会社秘密資料を含む豊富な証拠によって立証されてきたのです。高裁判決でも「これまでに提出された膨大な証拠からも明らか・・・」と述べられており、収集や実情把握にまったく支障や困難はありません。

「除斥期間の趣旨」ただし解釈し 最高裁は速やかな上告受理を

東京高裁の明治乳業事件判決(07年3月)は、昭和四十年代を中心にした格差(差別)を認め、その格差の生じた原因についても言及。さらに、不当労働行為性についても概ね容認するものでした。

しかし最後、判決は「除斥期間の趣旨」なるもので「控訴棄却」としてしまいました。その根拠を「一年を超えると「証拠収集・実情把握」がはなはだ困難」で命令を出すことが「労使関係を阻害するおそれ」があり「命令を出す実益がない場合もある」などと云います。だが、明治乳業事件は、どれをとってみてもそのような心配はありません。

最高裁前宣伝
No.21-08-5/20



もう一つの明治乳業争議、都労委「全国事件」の
審理にも正しい最高裁判断が大きく影響します



明治乳業争議支援共闘会議

〒103-8033 東京都千代田区千代田5-2-25 明治乳業争議部 ☎047-332-5698

HP address 明治乳業争議団
<http://meiyu-sougi.web.infoseek.co.jp>